

看護師特定能力認証制度骨子（案）

【背景及び目的】

医療現場における患者の高齢化や医療の高度化・複雑化に伴い、高度かつ専門的な疾病の治療に併せて、療養生活の質を向上させるための専門的なケアを安全かつ効率的に患者に提供するために、「チーム医療」の推進が必要不可欠となっている。

「チーム医療」の推進に当たり、看護師の役割は重要であり、例えば、高い臨床実践能力を有する看護師が、患者の状態を総合的かつ継続的に把握・評価する看護師の職能を基盤として幅広い医行為（診療の補助）を含む看護業務を実施すること等が求められている。

しかし、診療の補助について、個々の医行為がその範囲に含まれるか否かが必ずしも明確でないことから、特定の医行為（以下「特定行為」という。）が診療の補助の範囲に含まれることを明確にするとともに、その実施方法を看護師の能力に応じて定めることにより、医療機関等において医療安全を十分に確保しつつ、適切かつ効率的に看護業務を展開する枠組みを構築するため、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）の改正を行うこととする。

【制度骨子】

1 特定行為

医師又は歯科医師の指示の下、臨床に係る実践的な理解力、思考力、判断力その他の能力をもって行わなければ、衛生上危害を生ずるおそれのある行為に関する規定を保健師助産師看護師法に位置付けることとする。

- * 特定行為の具体的内容（診療の補助の範囲内）については下位法令で規定する予定。
- * 特定行為の具体例（平成 23 年度特定看護師（仮称）業務試行事業の実施状況等も踏まえ、引き続き検討）
 - ・褥瘡の壊死組織のデブリードマン
 - ・脱水の判断と補正（点滴） 等

2 特定行為の実施

看護師は、以下のいずれかの場合に限り、特定行為を実施することができることとする。

- (1) 厚生労働大臣から能力の認証を受けた看護師が、能力認証の範囲に応じた特定行為について、医師の指示を受けて実施する場合

- * この場合には、医師による包括的指示（医師が患者の病態の変化を予測し、その範囲内で看護師が実施すべき行為をプロトコールを用いる等により事前に指示すること）があれば足りる。

(2) 看護師が、特定行為を実施しても衛生上危害を生ずるおそれのない業務実施体制で、医師の具体的な指示を受けて実施する場合

- 〔＊ 衛生上危害を生ずるおそれのない業務実施体制の具体例（平成 23 年度特定看護師（仮称）業務試行事業の実施状況等も踏まえ、引き続き検討）
- ・行為のマニュアルを整備すること
 - ・特定行為それぞれに対する講習、技術トレーニング等を実施すること 等

3 厚生労働大臣の認証

(1) 厚生労働大臣は、以下の要件を満たす看護師に対し、特定能力認証証を交付することとする。

- ① 看護師の免許を有すること
- ② 看護師の実務経験が5年以上であること
- ③ 厚生労働大臣の指定を受けたカリキュラムを修了すること
- ④ 厚生労働大臣の実施する試験に合格すること

- 〔＊ カリキュラム及び試験の具体的な内容については、看護の基盤強化と医学的知識を学ぶための大学院修士課程相当（2年間）程度及び8ヶ月程度の2つの修業期間のカリキュラムを念頭に置き、専門分野を通じた教育を含め平成 23 年度特定看護師（仮称）養成調査試行事業の実施状況等も踏まえ、引き続き検討。

(2) 特定能力認証証の交付を受けた者は、特定能力認証証の交付を受けた後も、特定行為を含む業務を行うのに必要な知識及び技能に関する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないこととする。

4 その他

(1) 試験事務を実施する第三者機関の指定

厚生労働大臣は、3 (1) ④の試験の事務を実施する機関を指定できることとする。

(2) 施行

法の成立後、施行までに一定の準備期間を設けることとする。

(3) 経過措置

施行に伴い必要な経過措置を設けることとする。